

## WELFARE INFORMATION GIFU

# 福祉だより ぎふ

## 「令和2年7月豪雨」災害による被災者支援活動を実施

「令和2年7月豪雨」では、県内各地で土砂災害や家屋の浸水等の被害が発生しました。このたびの豪雨災害により被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

高山市や下呂市、八百津町、白川町では、市町内在住の方を中心としたボランティア活動が行われました。



浸水した家屋の泥だしなどが行われました。

コロナ禍の活動のため、受付時に体温チェック、健康チェックを実施しました。



## CONTENTS



- 新型コロナウイルスによりお困りの方を支えるために  
～生活福祉資金の特例貸付を実施～……………P 2
- 民生委員・児童委員活動  
～新型コロナウイルス感染症への対応～……………P 4
- 労務相談最新情報……………P 5
- 令和2年度 岐阜県福祉人材総合支援センターにおける  
新型コロナウイルス感染症への対応……………P 6
- 寄贈・お知らせ……………P 7

# 新型コロナウイルスによりお困りの方を支えるために

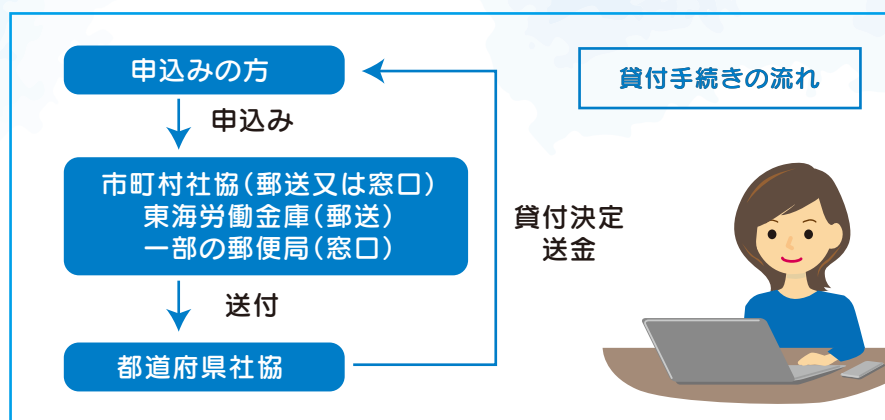
## 生活福祉資金の特例貸付を実施

新型コロナウイルスの感染拡大により、不要不急の外出自粛や各種イベント等の中止など、私たちの生活に大きな影響を与えています。国民の生活や経済活動が著しく制限されることにより、多くの方が休業や離職をせざるをえない状況となっています。

岐阜県社会福祉協議会では低所得世帯等を対象に「生活福祉資金貸付」を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向け、緊急小口資金等の特例貸付を3月25日より実施しています。

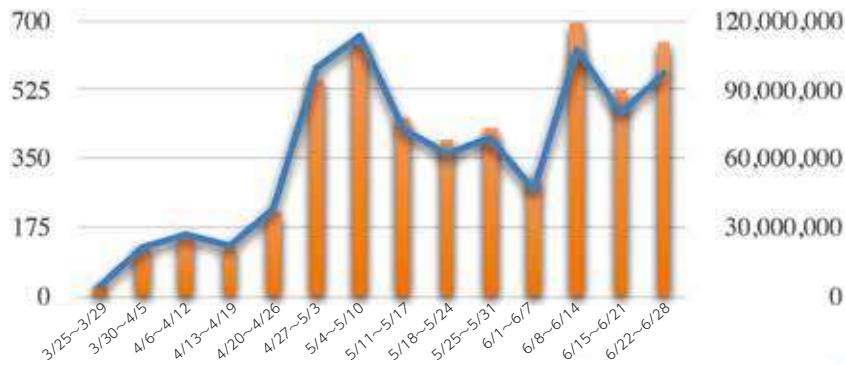
申込み窓口となる市町村社会福祉協議会では、貸付を開始した後、相談や申請が殺到したこともあり、4月30日からは東海労働金庫、5月28日からは県内の47郵便局での申請の取次が行われています。緊急小口資金と総合支援資金の

二種類の特例貸付を行っています。詳細については、以下の表のとおりです。



|           | 主に休業された方向け<br>【緊急小口資金】                                    | 主に失業された方向け<br>【総合支援資金(生活支援費)】                         |
|-----------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 対象者       | 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 | 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 |
| 貸付<br>上限額 | 10万円以内<br>(一定の条件を満たす場合は、<br>20万円以内)                       | (二人以上) 月20万円以内<br>(単 身) 月15万円以内<br>貸付期間：原則3か月以内       |
| 据置期間      | 1年以内                                                      | 1年以内                                                  |
| 償還期限      | 2年以内                                                      | 10年以内                                                 |
| 貸付利子      | 無利子                                                       | 無利子                                                   |
| 保証人       | 不要                                                        | 不要                                                    |
| 申込先       | ・お住まいの市町村社協<br>・東海労働金庫(郵送のみ)<br>・一部の郵便局(窓口持参のみ)           | ・お住まいの市町村社協                                           |

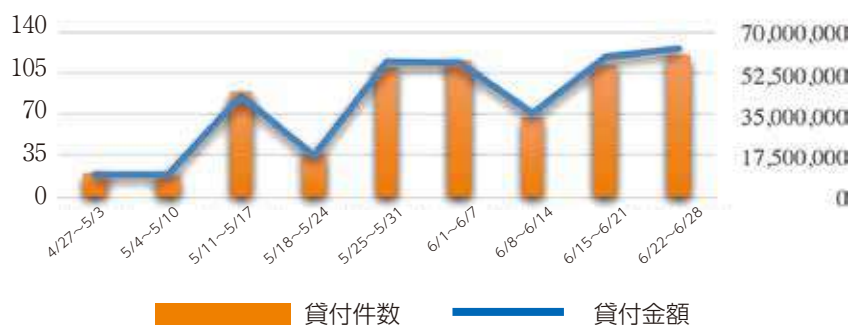
一週当たりの緊急小口資金貸付件数・貸付金額推移



**現在の貸付状況**

3月の特例貸付開始以降、県内の貸付状況については、合計5,995件13億1,392万円（内訳：緊急小口資金5,247件9億4,838万円、総合支援資金748件3億6,554万円）となっています。（6月末日現在）

一週当たりの総合支援資金貸付件数・貸付金額推移



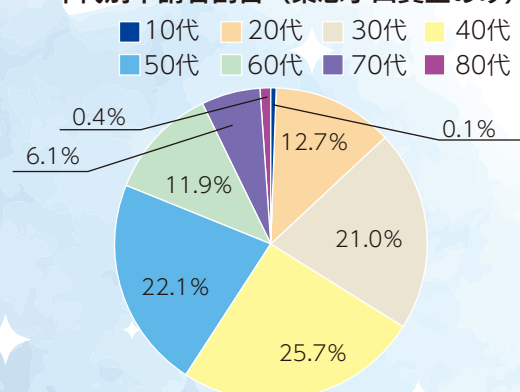
申請者は、イベントの中止により出店の予定が白紙になってしまった飲食業関係者や、幼い子どもが休校に伴い仕事を休まざるを得なくなったパート労働者、勤務先の休業で収入がゼロになってしまった外国人労働者等、その内容はさまざまです。

申請者の業種としては、サービス業、飲食店、小売業、製造業、建設業等、多岐にわたり、飛騨・高山地方を中心に観光関係（宿泊業等）の方からの申請も見受けられます。年代別では、30～50代が全体のおよそ7割を占めています。年齢は、18～89歳までと幅広く、家族を養う働き盛り世代のみならず、高齢の単身者等、コロナウイルスの流行があらゆる世帯に大きな打撃を与えています。

緊急事態宣言解除後も、申請件数が減少することなく、全国で緊急小口資金50・8万件907・1億円、総合支援資金12・7万件665・0億円の貸付が決定しています。（6月27日現在）開始からのわずか2か月間で、過去のリーマン・ショックや東日本大震災で増額した三年間（2009～2011年度）の実績をはるかに超えているといえます。

また、昨今は総合支援資金の申請が急増しており、緊急小口資金の借受人が総合支援資金の借受に移行しているものと推察されます。

年代別申請者割合（緊急小口資金のみ）



**コロナ社会を生き抜くために**

5月25日に緊急事態宣言が全面解除されましたが、今後、第二波、第三波も予想されるコロナウイルスとの闘いは長期に亘る可能性が高く、コロナウイルスとの共存に向け、一人ひとりが生活を見直していくことが求められています。

今回の特例貸付については、現在、令和2年9月末までの受付延長が決定しており、社協としては、今後も、本制度の「安定した生活の実現」という目的を踏まえつつ、困りごとを抱えた方々に寄り添った支援を引き続き行っていく予定です。



## 会長メッセージ

(「人と人をつなぐ私たちの強さ」)より一部抜粋  
令和2年5月7日 全国民生委員児童委員連合会

- ご自身とご家族の安全が最優先です。活動や協力はご無理のない範囲で。
- 日頃見守りや声かけをしている世帯で気がかりなことや確認する必要がある場合は、行政機関や社協、専門機関、要保護児童対策地域協議会などにつなぎ、それぞれの地域の支援のネットワークを活用して支えましょう。
- 今はできるだけ、手紙や電話、さらには、電子メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用し、つながりましょう。
- お宅を訪問する場合は、前後に電話をかけ玄関先にメッセージを置く、顔を合わせる時にはマスクの着用や一定の距離を置くなど、お互いの感染予防に配慮した行動を工夫しましょう。
- 地域の状況によっては、徐々に小規模な会合は可能とする動きもあります。定例会やサロン活動等の再開にあたっては、行政や市町村民児協とも十分に協議し、感染予防（三つの密〈密閉・密集・密接〉を避ける環境づくり等）や、個々の民生委員・児童委員及び参加者の意向や状況を十分に配慮した、無理のない取組みにしてください。

民生委員・児童委員活動は、人とのふれ合いの中で時間をかけて信頼関係を築いて生きてくるものです。この度の新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応に関しては、先の見通せない状況や行動の自由さの中で、普段通りの相談・支援活動が行えないもどかしさを感じながら、各地域で支援の方法を工夫し活動を進めてきました。

気にかけている世帯には、インターホン越しやボスティングの活用等で安否確認を行ない、委員同士では、電話やFAXで連絡し合うなど、直接会わない方法を考え、見守り活動や孤独死・孤立死防止等に取り組みされている地域もあるようです。

民生委員・児童委員の活動は、地域にとって欠かすことのできないものです。感染拡大が長期化されることも想定し、自らの感染防止対策にも努めながら、関係機関とつながり支援を得ながら活動していくことが大切になってきます。

全国民生委員児童委員連合会会長  
メッセージの一部をご紹介します。

民生委員・児童委員活動と新型コロナウイルス感染症への対応

岐阜県民生委員児童委員協議会

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

# ボランティア活動保険

令和2年度

全国200万人  
加入!!

保険金額・年間保険料（1名あたり）

| 保険金の種類  |                  | 基本プラン        | 天災・地震補償プラン |
|---------|------------------|--------------|------------|
| ケガの補償   | 死亡保険金            | 1,040万円      |            |
|         | 後遺障害保険金          | 1,040万円(限度額) |            |
|         | 入院保険金日額          | 6,500円       |            |
|         | 手術保険金            | 65,000円      |            |
|         | 入院中の手術           | 32,500円      |            |
|         | 外来の手術            | 4,000円       |            |
| 賠償責任の補償 | 賠償責任保険金(対人・対物共通) | 5億円(限度額)     |            |
|         | 年間保険料            | 350円         | 500円       |

団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割引適用

＜基本プランに加入される方へ＞

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

商品パンフレットは  
コチラ  
(ふくしの保険ホームページ)



ボランティア行事用保険

送迎サービス補償

福祉サービス総合補償

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

(傷害保険)

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00～17:00 (土日・祝日、12/31～1/3を除きます。)

補償ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を経て、2020年4月1日に商号を更改し、「損保ジャパン」になりました。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763

営業時間: 平日の9:30～17:30 (12/29～1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

協力：伏屋社会保険労務士事務所 加藤令子氏（社会保険労務士）

## 最新情報

### ●パワーハラスメント対策が法制化されました

労働施策総合推進法の改正

大企業は令和2年6月1日から適用されました。

中小企業は令和4年3月31までの間は、努力義務です。

職場におけるパワーハラスメントの防止のために、相談体制の整備などの雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務になります。



### ●セクシャルハラスメント等防止対策が強化されました

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法

企業規模にかかわらず、すべての企業で令和2年6月1日から適用されました。

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント行為の防止対策の強化が事業主に求められます。

- ① 事業主は労働者のセクハラへの理解を促進するための研修等を実施する。  
労働者はセクハラに関する理解を深め他の労働者に対する言動に注意を払う。 } 努力義務

② セクハラ等の相談者の保護

セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パワーハラスメントなどの各種ハラスメント行為について、相談をした労働者への不利益な取り扱いを行うことは禁止

③ 他社の労働者へのセクハラ行為の場合の協力対応

自社の労働者が他社の労働者へセクハラを行ったまたはその疑いがある場合等、他社から事実確認等の協力を求められた場合には、これに応じる。 努力義務



### ●両立支援等助成金の拡充

- ① 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）に個別支援加算が新設されました。

男性の育児休業を取得しやすい職場風土づくりの取組に加えて、対象男性労働者に対し、育児休業取得前に個別面談など育児休業の取得を後押しする取組を行った場合に加算されます。

中小企業 1人目：10万円 2人目以降：5万円

② 介護離職防止支援コース

- ・介護休業の取得日数の要件を「合計5日以上」に緩和
- ・介護両立支援制度の利用日数の要件を「合計20日以上」に緩和

③ 育児休業等支援コース

職場復帰後支援において育児・介護休業法の規定内容を上回る「子の看護休暇制度」について、取得時間の要件を「10時間以上」に緩和

## 令和2年度

岐阜県福祉人材総合支援センターにおける  
新型コロナウイルス感染症への対応

## 『福祉の仕事ミニ就職フェア岐阜&amp;中濃』実施におけるご報告

岐阜県福祉人材総合支援センターでは、6月20日と7月4日に岐阜及び中濃地域で、コロナ社会に入っはじめての『福祉の仕事ミニ就職フェア』を開催しました。人数制限や時間間隔をあけての入場、飛沫防止のアクリル板の設置、パーティションを増設するなど感染症対策を実施しました。



▲ミニ就職フェア中濃(7/4)の様子

## 参加者(求職者)様からのコメント

- ・混みあうことなく余裕を持って話をする事ができた。
- ・面談時間が足りなかった。すべてのブースで話を聞きたかった。
- ・オンラインでの予約ができると良い。

## 事業所(求人者)様からのコメント

- ・隣ブースとの間隔がとられていることは、面接をする上でも必要なことなので今後も継続してほしい。
- ・もう少し参加者(求職者)がいると良いと思いました。
- ・コロナ対策が講じられており、安心して参加することができた。
- ・落ち着いた雰囲気フェアでした。

いつもとは異なる難しい状況ではありましたが、ソーシャルディスタンスの確保とゆとりのある相談環境の両立を見出すこともできました。感染拡大は依然として一進一退の難しい状況ではありますが、次回は東濃圏域か西濃圏域などで今年度後半の実施を計画していますので、是非ともご参加いただければと思います。

## 『福祉施設・事業所職員向け研修』の開催

福祉の仕事に従事する職員のキャリアアップ・スキルアップを目的とした研修会について、7月より集合形式で開催しています。会場での「3密」を避けるため、間隔を空けた配席やグループワークを個人ワークに切り替えるといった対応、また一部の研修をWeb受講方式とするなど、安心した環境で学びを深めていただけるよう運営を工夫しています。

定員を会場収容人数の2分の1以下に設定しているため、例年に比べ多くの方が受講することができない状況にありますが、受講者からは「入室前の消毒、換気もしてあり安心して参加できた」「リモートを使った研修をもっとやっていけたら良いと感じた」などの感想が寄せられています。

当センターでは、新型コロナウイルス感染症の最中でも県内施設・事業所の皆様に継続して受講いただけるよう、「新しい研修」の在り方を今後も模索してまいります。

なお、今後の研修情報は、当センターホームページ「研修WINCシステム」に随時掲載します。ぜひご覧ください。



▲7/22失敗しない福祉職員マナー研修  
(不二羽鳥文化センター)  
足マット表示により間隔を空けて受付を済ませる受講者

## お問合せ

岐阜県福祉人材総合支援センター(ホームページは右記QRコードから)  
岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館 3階  
TEL:058-276-2510(人材)/058-278-1823(研修)  
メール:kyujin@winc.or.jp(人材)/kenshu-center@winc.or.jp(研修)





## ありがとうございました！

### 岐阜信用金庫様より寄贈

去る6月19日、岐阜信用金庫（住田裕綱理事長）様より使用済み切手、ベルマーク等を寄贈いただきました。寄贈品はボランティア活動の振興に有効に活用させていただきます。



▲岐阜信用金庫 奥村営業戦略部長(写真左)から使用済み切手等の寄贈(目録)を受け取る県社協 小林常務理事＝県福祉・農業会館

### 第一三共グループ 職員一同様より寄附

去る、7月10日、第一三共グループ職員様より20万円のご寄附をいただきました。

寄附金は、地域福祉の増進のため、本会事業において有効に使わせていただきます。



### 親切会中部支部様より寄附

去る、7月21日、親切会中部支部様より10万円のご寄附をいただきました。親切会は、日立製作所の元社員・社員などから構成され、施設・保育所・子ども食堂・社協などに寄附を行っているボランティア団体です。

寄附金は、地域福祉の増進のため、本会事業において有効に使わせていただきます。

## 障害者就労施設商品展示販売会

# 「岐阜福祉の森」開催のお知らせ

毎回、ご好評をいただいております障害者就労施設商品展示販売会「岐阜福祉の森」ですが、第2回目については、前回と同様に感染防止対策を講じたうえで下記のとおり開催いたします。

岐阜県内の障害者就労施設で取り扱う食品や雑貨、日用品などを取り揃え、みなさまのお越しをお待ちしております。

日時：令和2年10月24日（土）  
～10月26日（月）  
10：00～17：00  
（最終日のみ10：00～16：30）  
会場：アクティブG 2階ふれあい広場



※写真は昨年度開催の同イベント(2階ふれあい広場)

お問い合わせ先 岐阜県社会福祉協議会 施設福祉部 （担当：飯田）  
〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1  
TEL 058-273-1111（内線2526）



# 令和2年国勢調査を実施します

## 国勢調査 2020



- 国勢調査は、2020年(令和2年)10月1日現在、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。
- 9月中旬から、調査員がみなさまのお宅を訪問し、調査書類を郵便受けに入れるなどしてお配りします。
- 回答は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、できる限りインターネットでお願いします。
- 国勢調査の結果は、災害時に必要な物資を備えたり、コンビニの出店計画に利用されるなど、わたしたちの生活の身近なところに役立てられています。
- 調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、統計法によって、個人情報保護のための厳格な守秘義務が課せられており、調査票の記入内容は厳重に守られます。
- 国勢調査は、統計法という法律に基づき、日本に住んでいるすべての人・世帯(外国の方含む)に回答の義務がある大切な調査です。

インターネット  
回答期間

9/14 → 10/7  
月 水

調査票(紙)での  
回答期間

10/1 → 10/7  
木 水

国勢調査については、「国勢調査2020総合サイト」をご覧ください。  
<https://www.kokusei2020.go.jp/>



総務省・岐阜県・市町村

## 令和2年度岐阜県社会福祉大会について

新型コロナウイルス感染症の影響や参加者・関係者の健康、安全面を考慮した結果、令和2年度岐阜県社会福祉大会の開催を中止することとなりました。

なお、岐阜県社会福祉協議会会長表彰・感謝を受けられる皆さまには、別途表彰状・感謝状を贈らせていただきます。

## 福祉だよりぎふ 読者アンケート

広報誌「福祉だよりぎふ」をご愛読いただき、ありがとうございます。  
よりわかりやすく、読みたい広報誌の作成に向けて、読者アンケートを実施します。  
下記のURLより簡単に回答できますので、是非ご協力ください。  
なお、アンケートによって個人が特定されるような情報が公開されることはありません。



↑こちらからも回答できます!

アンケートにお答えいただいた  
方の中から、抽選でともにん  
グッズをプレゼントするにん♪



アンケートURL : <https://forms.gle/o79LfhaNTHyLqJcM9>

\*本誌に対してのご意見、ご要望等ございましたら、下記までお寄せください。

発行所 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2-2-1

TEL (058) 273-1111 FAX (058) 275-4858 ホームページアドレス <https://www.winc.or.jp/> 購読料30円は会費に含む 毎月1回・15日発行